

ライセンス利用契約約定

(総 則)

- 第1条** 受注者は、頭書のライセンス利用契約に関し、この契約書（契約につき契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行ったものを含む。）に定めるもののほか、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、この契約（この契約書及び仕様書を内容とするライセンスの利用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載のライセンスを契約書記載の利用期間、仕様書に従い発注者に調達するものとし、発注者は、その利用料金を支払うものとする。
- 3 仕様書に明示されていない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。
- 4 ライセンスの利用開始及び利用終了その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(関係法令の遵守)

- 第2条** 受注者は、契約の履行に当たり、関係法令の規定を守らなければならない。

(秘密の保持)

- 第3条** 受注者は、この契約の履行上知り得た秘密について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条** 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の変更)

- 第5条** 発注者は、必要があると認めるときは契約の内容を変更し、若しくはその履行を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

- 第6条** 発注者と受注者双方の責めに帰すことができない事由により、受注者が契約の全部又は一部を履行できない場合には、受注者は当該部分について契約の履行義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。
- 2 前項の支払義務を免れる金額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(一般的損害等)

- 第7条** この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(履行の通知)

- 第8条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(検 査)

- 第9条** 発注者は、前条の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に、仕様書に定めるところによりライセンスが使用できる状態にあることの検査（以下「検査等」という。）を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、発注者は、第三者に委託して検査を行うことができる。
- 2 発注者は、受注者が前項の検査等に合格しないときは、期間を指定して受注者に補正を求め、再検査を受けさせることができる。この場合において、補正及び再検査等に要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 前条及び第1項の規定は、前項の補正後の履行の通知及び検査等に準用する。
- 4 受注者は、発注者が指定する日時及び場所において、第1項の検査等又は第2項の再検査等に立ち会うものとする。
- 5 受注者は、第1項の検査等又は第2項の再検査等の完了後、ライセンスを利用可能な状態に置くものとする。

(事故等発生時の報告義務)

第10条 受注者は、事故等の発生により契約の履行に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理由を付して発注者に報告しなければならない。

(遅延違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により、利用期間の始期にライセンスを利用することができない場合において、利用期間の始期後にライセンスの利用開始見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を徴収してライセンスの利用期間の始期を延期することができる。

- 2 前項の違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、検査等又は再検査等に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(代金の支払い)

第12条 受注者は、第9条に規定する検査又は再検査等に合格した旨の通知を受けた後、別表に定める調達期限毎に、当該区分に係る利用料金を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。
- 3 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により指定された率をもって計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は契約期間内に契約を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、監督員その他職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (5) 前4号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 契約期間内の履行が不能となったとき。
- (7) 正当な理由なく契約の履行継続を拒否し契約解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ ライセンス調達に係る契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を物品の仕入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者
- 3 受注者は、第1項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（利用期間満了前の発注者の任意解除権）

- 第14条** 発注者は、第13条第1項に規定する場合のほか、必要があると認める場合は、契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為等に係る発注者の解除権）

- 第15条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（損害賠償額の予約）

- 第16条** 受注者は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に損害額がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（受注者の解除権）

- 第17条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第5条第1項の規定により発注者がライセンス利用の全部又は一部を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が1月以上に及ぶとき。
 - (2) 前号のほか、発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（契約不適合責任）

- 第18条** 発注者は、ライセンスの内容、数量又は利用可能な状態が契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）のときは、別に定める場合を除き、ライセンスの再付与、不足ライセンスの追加付与その他必要な措置による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の事前の承諾を得て、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
 - 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金減額の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
 - 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の指示又は提供した情報によって生じたものであるときは行うことができない。ただし、受注者が、その指示又は提供された情報が不当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者

が検査等の完了時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(ライセンス利用条件の遵守)

第19条 ライセンスの権利はライセンス提供者に属し、発注者はライセンス利用条件を遵守しなければならない。

2 ライセンスが利用できない状態となったときは、発注者は、直ちに受注者に報告しなければならない。

(転貸等の禁止)

第20条 発注者は、このライセンスを第三者に譲渡し、若しくは使用させ、又はライセンスに係る権利を侵害するような行為をしてはならない。ただし、ライセンス利用条件で認められる場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 発注者は、故意又は重大な過失によりライセンス利用条件に違反し、受注者又はライセンス提供者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約について定めのない事項及び発注者と受注者間に紛争又は疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

【別表】 ライセンス利用期間区分表

区分	利用期間	調達期限
区分1	令和8年12月1日から令和9年11月30日まで	令和8年11月30日
区分2	令和9年12月1日から令和10年11月30日まで	令和9年11月30日
区分3	令和10年12月1日から令和11年11月30日まで	令和10年11月30日